

1 業務名

経済成長戦略策定に係る調査・策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 履行場所

指定場所

4 業務の概要

長崎市においては、長崎市経済成長戦略を策定し、その位置付けを「総合計画を踏まえて策定する分野別計画のひとつで、地域経済の成長戦略として長崎市全体としてのめざすべき方向性や基本方針を示したうえで、その実現に向けて長崎市において特に重点的に取り組む分野や施策を取りまとめたもの」としている。平成20年度の第一次長崎市経済成長戦略の策定を皮切りに、第四次長崎市経済成長戦略まで策定したが、令和4年度から令和7年度までを対象期間とする第五次長崎市経済成長戦略（以下「五次戦略」という。）は、さまざまな経済環境の変化を勘案し、国内外の経済情勢や地域経済の全般的な動向把握を行い、戦略の体系を見直しながら策定したところである。

令和8年度から令和12年度までを対象期間とする次期長崎市経済成長戦略（以下、「次期戦略」という。）の策定を行うに当たり、専門的な知識・経験に基づき経済活性化に係る課題や可能性等を把握するための調査を行うとともに、調査結果等を基に策定支援の業務を行うもの。

5 業務内容

(1) 調査

ア 地域経済に係る実態調査

(ア)及び(イ)に掲げる調査を参考に、イ及びウ並びに(2)の業務を行うために必要な調査を実施する。

なお、五次戦略の策定の際に行った調査の詳細については、五次戦略の資料編等を参照すること。

(ア) 五次戦略の策定の際に行った調査

a 地域経済概況

各種統計から長崎市の経済動向に関する概況を把握

b 地域経済動向分析

地域経済循環分析などから地域経済の所得循環構造などを把握

c 直近の業績動向分析

企業決算データなどから市内企業の直近の経営状況などを把握

d アンケート調査

事業所アンケートで市内事業者の経営環境や課題、必要な支援策、期待する成長分野などを把握

市民アンケートで市民の労働環境、消費環境の変化などを把握

(イ) 次期戦略策定において特に重要と想定される調査例

- a 20～30代の若者や女性の意見に係る調査（グループインタビュー等）
- b 外部（市外居住者等）の意見に係る調査（長崎市をどのようにみているのか等）
- c 人手不足に係る調査

イ 五次戦略の評価

上記アの調査結果等を基にした五次戦略の成果や課題等の整理

ウ ポテンシャル等の分析

上記アの調査結果等を基にした五次戦略で掲げた本市経済における「ポテンシャル」、「課題・可能性」、「成長可能性分野」に係る動向の把握

(2) 策定支援

ア 審議会運営等支援

(ア) 上記(1)の調査結果等を基に、長崎市経済活性化審議会（以下「審議会」という。）の会議に係る資料の作成や事務の支援を行う。作成した会議資料については、電子データで長崎市へ提出する。

また、会議への出席、会議記録の作成を行うとともに、会議等での委員の意見の整理や戦略案への反映における提案・助言を行う。

なお、会議日程の設定、会場の確保、会議の進行は長崎市で行う。

※ 長崎市経済活性化審議会とは、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）に規定する附属機関で、本市の経済成長戦略及び雇用問題に関する重要事項の調査審議に関することを担任事務としている。なお、履行期間中に審議会の会議を4回程度開催する予定としている。

(イ) 長崎市議会への次期戦略策定に係る報告を行う際に使用する資料の作成支援、パブリックコメントで出された意見等に対する回答の作成支援を行う。

イ 次期戦略策定支援

上記(1)の調査、(2)のアの業務で作成した資料等、審議会や市議会の意見等をふまえ、次期戦略への反映を提案し、次期戦略をとりまとめ、編集する。

6 業務計画

受託者は、業務着手前に工程表及び業務計画書を長崎市へ提出しなければならない。なお、工程表及び業務計画書に基づいた適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を長崎市へ随時報告するものとする。

7 打合せ協議

受託者は、長崎市と綿密な協議を行い、業務実施の方針及び工程を明らかにするとともに、業務実施中においても、必要に応じて打合せを行うものとする。なお、打合せ内容については、受託者が記録簿を作成し、長崎市へ提出するものとする。

8 成果物等の提出

本業務の成果物は、次のとおりとする。なお、成果品のファイル形式は、原則としてマイクロソフトアプリケーション（Power Point、Word、Excel 等）とする。ファイル形式については、長崎市と協議を行い、決定するものとする。

番号	成果品名	提出期限
1	長崎市経済成長戦略 (調査内容の記載を含む)	令和8年3月25日
2	長崎市経済成長戦略 概要版(A3 見開き)	
3	その他関係資料 (調査業務で収集したデータ、個々の調査結果、策定支援業務で作成した資料、その他本業務において作成した資料)	長崎市が指定する日

9 再委託

受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。また、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

10 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、長崎市に帰属するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は、両者協議によって決定する。